



## 公開ヒアリング実施状況

### 2-1 大きな公園での指定管理者制度の導入（公園緑地課）

区 分	内 容
基本方針	1 市民等の公益的な地域活動の推進
重点推進項目	④ 企業の公益的な活動への参画機会の拡大による良質なサービスの提供
取組項目	既存の指定管理者制度導入施設の効率的・効果的な運営の見直しと新たな導入施設の可能性を検討 (効果目標等：(既存の) 対象施設数1施設)
各委員のコメント	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公園は社会的共通資本である。ハード面での充実を考えるだけでなくソフト面での充実が重要であることを認識して、行政と民間の役割分担をよく整理し、市民も参加できるパートナーシップで管理すべきである。</li><li>○ 使用する人が気持ちよさを実感できる管理運営が重要である。</li><li>○ ビジネス目線でよい公園を目指したとしても、状況を見極めて撤退する勇気も必要ではないか。</li><li>○ 市は指定管理者をよくチェックし、パートナーシップにより管理すべきである。</li></ul>
市民意見	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 経費削減はよいが、利用者の意見も受け止めてほしい。</li><li>○ 市と指定管理者が対等となり、意見が言えるシステムにしてほしい。</li></ul>